

鳥取県農林水産部が所管する試験研究機関の競争的資金等の  
管理・監査の体制整備等について

鳥取県農林水産部

農林水産省及び文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく、鳥取県農林水産部が所管する試験研究機関の競争的資金の管理・監査の体制整備等は下記のとおりとする。

記

1 鳥取県農林水産部が所管する試験研究機関内の責任体制

(1) 最高管理責任者

農林水産部が所管する試験研究機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負うものは、鳥取県農林水産部長とする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について鳥取県農林水産部が所管する各試験研究機関を統括する実質的な責任と権限を持つ者は、各試験研究機関の所管課長とする。

(3) 部局責任者

鳥取県農林水産部内の各試験研究機関における競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者は、各試験研究機関の長とする。

2 相談受付窓口の設置

事務処理手続及び競争的資金等の使用に関するルールの農林水産部内外からの相談を受け付ける窓口は、各試験研究機関の長又は各試験研究機関の所管課担当とする。

農業試験場

〒680-1142  
鳥取県鳥取市橋本260  
電 話：0857-53-0721  
ファクシミリ：0857-53-0723  
電子メール：nogyoshiken@pref.tottori.lg.jp

園芸試験場

〒689-2221  
鳥取県東伯郡北栄町由良宿2048  
電 話：0858-37-4211  
ファクシミリ：0858-37-4822  
電子メール：engeishiken@pref.tottori.lg.jp

畜産試験場

〒689-2503

鳥取県東伯郡琴浦町松谷606

電話：0858-55-1362

ファクシミリ：0858-55-0330

電子メール：chikusanshiken@pref.tottori.lg.jp

中小家畜試験場

〒683-0361

鳥取県西伯郡南部町北方633

電話：0859-66-4121

ファクシミリ：0859-66-4233

電子メール：chushokachiku@pref.tottori.lg.jp

林業試験場

〒680-1203

鳥取県鳥取市河原町稻常113

電話：0858-85-6221

ファクシミリ：0858-85-6223

電子メール：ringyoshiken@pref.tottori.lg.jp

水産試験場

〒684-0046

鳥取県境港市竹内団地107

電話：0859-45-4500

ファクシミリ：0859-45-5222

電子メール：suisanshiken@pref.tottori.lg.jp

栽培漁業センター

〒689-0602

鳥取県東伯郡湯梨浜町石脇1166

電話：0858-34-3321

ファクシミリ：0858-34-2888

電子メール：saibaicenter@pref.tottori.lg.jp

生産振興課（農業試験場及び園芸試験場の所管課）

〒680-8570

鳥取県鳥取市東町1-220

電話：0857-26-7279

ファクシミリ：0857-26-8497

電子メール：seisansinkou@pref.tottori.lg.jp

畜産振興課（畜産試験場及び中小家畜試験場の所管課）

上記同住所

電話：0857-26-7285

ファクシミリ：0857-26-7292

電子メール：chikusan@pref.tottori.lg.jp

林政企画課（林業試験場の所管課）

上記同住所

電話：0857-26-7296

ファクシミリ：0857-26-8192

電子メール：rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp

水産振興課（栽培漁業センターの所管課）

上記同住所

電話：0857-26-7309

ファクシミリ：0857-26-8131

電子メール：suisan@pref.tottori.lg.jp

漁業調整課（水産試験場の所管課）

上記同住所

電話：0857-26-7315

ファクシミリ：0857-26-8131

電子メール：gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp

### 3 防止計画推進部署の設置、モニタリング体制

不正防止計画の推進を担当する部署及びモニタリングによる内部監査を行う部署は、各試験研究機関の所管課担当とする。

### 4 不正行為への対応

不正行為に関する体制、調査方法、通報（告発）の受付窓口は「鳥取県農林水産部が所管する試験研究機関の競争的資金等に係る研究活動の不正行為への対応」に準じて行う。

なお、外部からの不正行為の通報（告発）の受付窓口、調査は「不正経理外部通報窓口の設置について（平成21年12月10日付け行政監察室）」による。

### 5 例規等の遵守

ガイドラインで明確化、ルール化すべきとされている規程等については、以下の例規等による。

#### （1）事務処理、予算執行等に関する規程

鳥取県予算規則

鳥取県会計規則

鳥取県物品事務取扱規則

鳥取県事務処理権限規則  
職員の旅費等に関する条例  
職員の旅費等に関する施行規則  
会計年度任用職員の任用等に関する取扱要領  
臨時的任用職員の任用等に関する取扱要領

(2) 行動規範、懲戒に関する規程

鳥取県職員コンプライアンス行動指針  
鳥取県職員服務規程  
懲戒処分等の指針

(3) 不正な取引に関与した業者への取引停止等の処分方針

鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱